

八潮らしい街並み景観・分譲住宅認定制度



1 八潮らしい街並み景観・分譲住宅認定制度とは

八潮らしい街並み景観・分譲住宅認定制度は、50年、100年先を見据え、地域に根ざした八潮らしい街並みづくりを推進するため、やしお家づくりデザインマナーブックのデザイン要素を踏まえて建築された、新築戸建て分譲住宅を八潮市が認定する制度です。

2 対象となる分譲住宅

八潮らしい街並み景観・分譲住宅として認定されるためには、次の要件の全てに該当することが必要です。

- 道路に面し3戸以上並んだ（路地上敷地を除く。）新築住宅で構成される分譲住宅であること。
- 1戸の住宅における敷地面積が100㎡以上あること。
- 市街化調整区域及び用途地域が、近隣商業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域でないこと。
- 認定を受ける前に建築工事に着手しないこと。
- 都市計画法及び建築基準法その他関係法令等に違反しないこと。

3 認定基準

八潮らしい街並み景観・分譲住宅の認定基準の概要は次のとおりです。

【必須項目（★：星1つ（6項目全てに適合））】

地域に根ざした八潮らしい街並みづくり	道路に面した部分の外壁の一部に、自然素材（木、漆喰等）又は木目調の外壁材を用いる。
	建築物の外壁の位置を、道路境界から1m以上後退する。
	道路境界部は、開放的なしつらえとする。なお、かき又は柵等を設ける場合には、生け垣や木製ルーバー等の自然素材を用いる。ブロック塀を設ける場合は、60cm以下の基礎の上に透視可能（透過率30%以上）なフェンス等（ブラウン系）を使用する。 など 全6項目

【努力項目（★★：星2つ（5項目以上適合）、★★★：星3つ（10項目以上適合））】

家族・地域のつながり	部屋同士は、吹き抜けやスキップフロアなどで断面構成に変化をつけ、つながりを持たせる。
	窓や開口部は、眺望や通風、日照に配慮する。 など 全8項目
街並み・みどりのつながり	雨樋や配管類等は、通りから見えにくい場所に設ける。露出する場合には、色彩の調和に配慮する。
	屋外設備機器等（室外機等）は、通りから見えにくい箇所に設ける。やむを得ず通りに面して設置する場合には、目隠し等デザインの調和に配慮する。 など 全8項目

※ 適合している項目の個数に応じて、認定マークの星の数が変わります。

4 認定を受けることのメリット

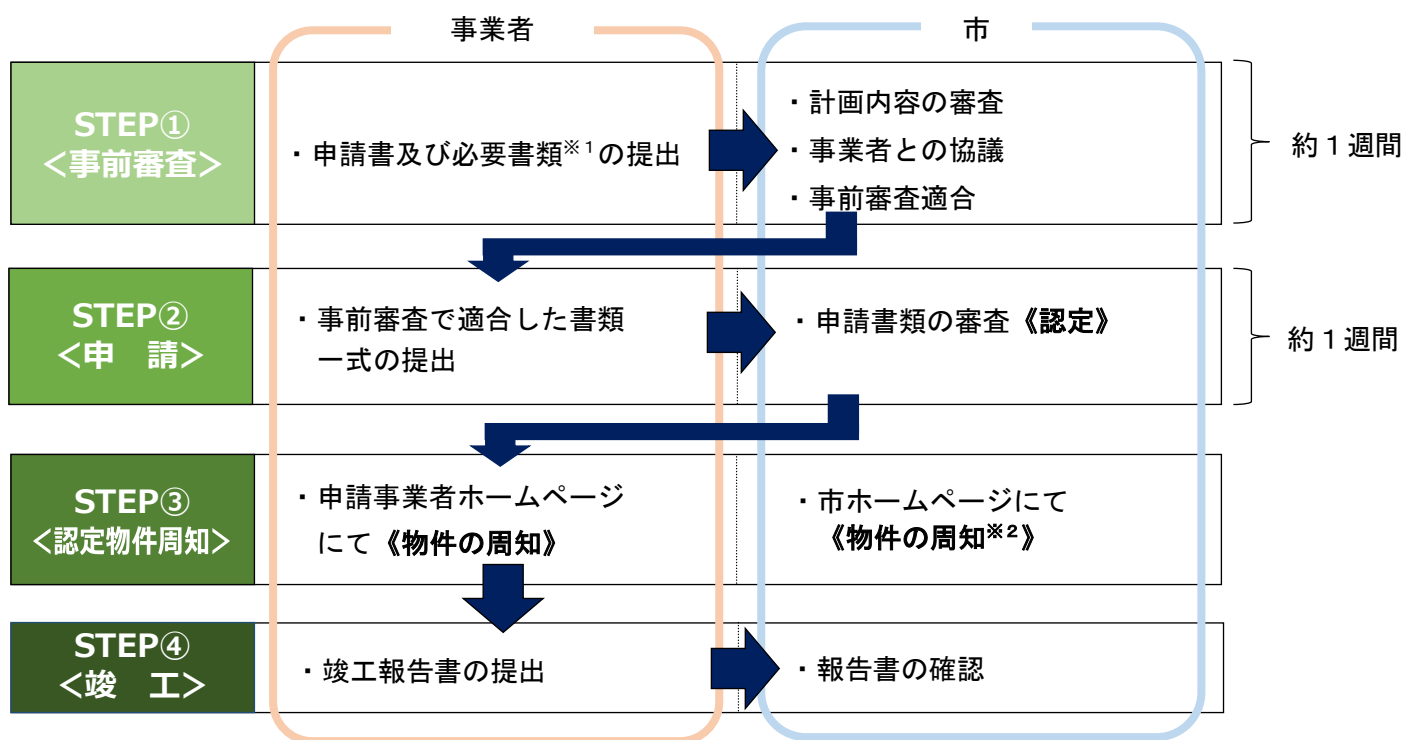
八潮らしい街並み景観・分譲住宅として八潮市の認定を受けることによって、次のようなメリットがあります。

- 他の分譲住宅と差別化され、付加価値を付けることができる。
- 市のホームページなどでPRすることができる。
- 認定マークを使用することで広報効果が期待できる。
- 行政と連携している企業として「信頼度の向上」につながる。



5 認定手続きの流れ

<手続き費用無料>



※ 1 申請書及び必要書類は市の窓口若しくは市ホームページからダウンロードできます。

※ 2 市ホームページでの物件の周知期間は 1 年間です。なお、それ以降も計画名称等は一定期間掲載します。

6 留意事項

- 本制度の認定は、住宅性能等を保証するものではありません。
- 認定後に認定要件に該当しない変更を行った場合、認定が取り消されます。

申請受付・問い合わせ先

八潮市 都市整備部 都市計画課 都市計画係

所在地：〒340-8588 八潮市中央一丁目 2 番地 1

TEL：048-996-2111（内線 348）